

視点

長崎県建設業協会（谷村隆三会長）が構築した発注者の業務を評価する仕組みは、建設業界の長い歴史の中で考へると画期的、というよりむしろ前代未聞の行動と言えるかもしれない。当然ながら全国建設関係者の間で大きな反響を呼んでいる。

全国初となる「発注業務評価システム」は県や市町から受注した工事のうち別途定める工種、請負金額のものを対象に、受注した協会の現場代理人が所定の評価項目に従って採点する。当面は50

00万円以上の県工事

が対象になりそうだ。

評価項目は①契約の内容(32点)②契約の履行(32点)③監理員の対応(36点)を大項目に、積算内容、設計図書、事前調整、工期、発注時期、契約変更、監督員の技術力・対応などが対象になりそうだ。

契約の片務性解消の端緒に

長崎発 発注者評価制度に期待

11の中項目、そして「積算条件は現場に通じていたか」「契約変更の内容容は適切だったか」など33の細項目からなり、細項目ごとに0から4点が配されている。採点は満点の100点から減点方式で行う。

「受注産業の宿命」といって自虐的な表現で目らる位置付けてきた業界だけに驚かざるを得ない。

案の定、他の都道府県協会やメディアから懐疑的な声も上がったが、それらは総じてこれまでの建設業界には

環として、全国に先駆け最低制限価格を90%に引き上げるなど地域建設業界の窮状に特段の理解を示している。同制度のコンセプトである「両者のパートナーシップの向上を図るとともに、よりよい公共施設サービスを提供する」「第三者に提供する」「第三者や発注者が受け入れられるような客観的なものでなければいけない」「単なる発注者の不満や批判ではなく、受発注者相互の質の向上を目指すものである。これを強調している。

建設業法第8章「建設工事の請負契約」の第18条(建設工事の請負契約の原則)には建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない」とうたわれている。いわゆる「双務契約」の精神を明らかにしている。これまでも「双務契約」の精神を文化している。これまで、どちらかというと片務性が強かった両者の関係を長崎からは正しようとしている。同協会は、その延長線上で「設計単価の組み立てそのものの改善」をも視野に置いている。

直轄事業の地元負担金を拒否する時代だ。これまでの固定観念を打破して「先駆ける」という同協会の進取の行動力に敬意を表し、真の意味の双務契約が全国に波及することを祈りたい。